かわさき自動車環境対策プラン(改定版)に基づく 令和2年度の取組予定について

かわさき自動車環境対策推進協議会 令和2年3月

1 令和2年度の取組予定について

平成28年8月に改定した、かわさき自動車環境対策プラン(改定版)(以下、プランという。)を推進するためには、プランで掲示している、自動車環境対策の具体的な取組事例(取組メニュー)を、各実施主体が計画的かつ自主的に実施することが重要です。そのためには、実施主体が実際に取り組もうとしている内容について、自動車環境対策の体系(プラン第3章に掲載)と取組メニュー(プラン第4章に掲載)に基づいて整理し、かわさき自動車環境対策推進協議会(以下、協議会という。)としての取組の全体像を示し、協議会全体の具体的な指標を設定します。

2 自動車環境対策の体系

プラン第3章で掲示している、自動車環境対策に係る体系を以下に示します。

1 自動車単体対策

1台ごとの自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質、温室効果ガスの量を削減する対策

2 交通量対策•交通流対策

交通量の削減を目指す対策、自動車交通の流れを改善する対策

3 局所污染対策

自動車が集中する地域、道路沿道における対策

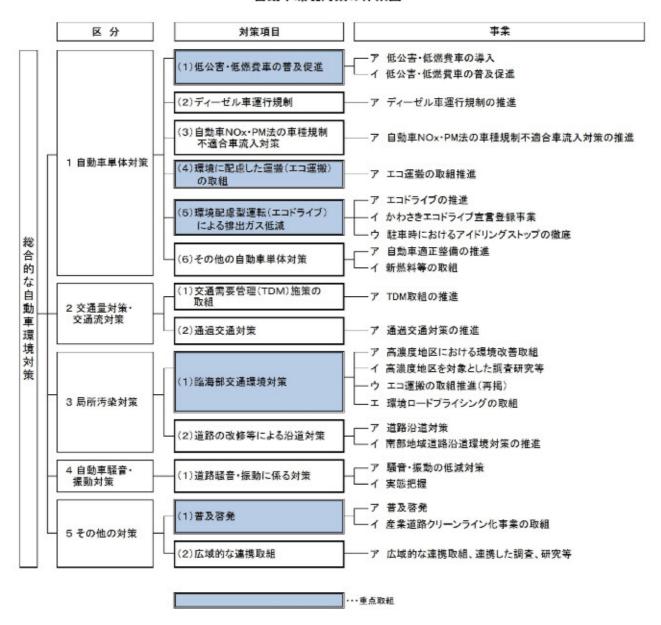
4 自動車騒音・振動対策

騒音及び振動の実態調査を含む、自動車騒音・振動を低減する対策

5 その他の対策

普及啓発、広域的な連携取組

自動車環境対策の体系図



3 協議会の取組予定

(1) 協議会の年間計画

協議会の事業として令和2年度に計画している事業を以下に示します。

具体的な事業		令和2年度								備考			
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	明や
かわさき自動車環境対策推進協議会の開催			↓	→ ;1回						(← 第2[協議会開催日∶未定
産業道路クリーンライン化事業(通年取組)												\rightarrow	・路線バス:産業道路を通行する系統について低公害車(HV、低燃費車等)を優先的に運行・産業道路周辺でごみを収集する市の収集車は
													低公害車を使用
 産業道路クリーンライン化キャンペーン(冬季)								—		→		11月~2月の期間において、産業道路を使用する事業者を対象にエコドライブの徹底や公共交流	
													機関の利用等を呼びかけるキャンペーンを実施
トラック向けエコドライブ座学講習会の開催								\longleftrightarrow					座学講習会の開催(2回程度)
出張エコドライブ講習会の開催	—											\rightarrow	市内事業所にて実施(随時)

(2) 具体的な指標

令和2年度の協議会全体の取組状況を定量的に把握するため、以下のとおり、具体的な指標を設定し、取組の推進を図ります。

番号・記号※	事業	令和2年度の具体的な指標		
1-(1)-ア、	低公害車・低燃費車の導入	低公害車・低燃費車の導入・導入促進		
1	低公害車・低燃費車の普及促進	100台		
0 (1) T	ディーゼル市第行担制の推准	ディーゼル車運行規制の検査地点数		
2-(1)-ア	ディーゼル車運行規制の推進 	30地点		
1- (5) -ア	エコドライブの推進	エコドライブ講習会の開催 15回		
5- (1) -1	産業道路クリーンライン化事業	産業道路クリーンライン化キャンペーン		
J = (1) = 1	の取組	参加事業所数 20事業所		

[※] プラン第3章の体系図の番号・記号を表しています。

4 実施主体の取組予定(総括表)

実施主体(事業者、市民代表、関係団体、関係行政機関)の主な取組予定を以下に示します。 実施主体の欄の()内は取組を予定している協議会の構成員数を表し、川崎市は関係行政機 関の区分に含まれます。

区分	番号•記号※	事業	取組メニュー	実施主体	
	1-(1)-ア		燃料電池車・電気自動車・ハイブリッド車・		
		低公害・低燃費車	最新規制適合車・九都県市指定低公害車の	関係団体(3)	
		の導入	導入	関係行政機関(5)	
			・低公害車・低燃費車の導入補助(天然ガス		
			自動車・ハイブリッド車等)		
			・充電設備の導入、充電サービス提供等	車業 孝(2)	
	1-(1)-1	低公害•低燃費車	・燃料電池車・電気自動車の乗車体験、展示	事業者(2)	
		の普及促進	等による普及促進	関係団体(3)	
			・九都県市指定低公害車の購入等に係る融資	関係行政機関(3)	
			・自動車ユーザーへの環境保全型商品の推奨		
			(環境マイスター認定研修の開催)		
1 自動	1- (2) -ア	ディーゼル車運行 規制の推進	ディーゼル車運行規制に係る検査の実施	関係行政機関(2)	
車	1- (3) -ア	自動車 NOx・PM 法	・エコ運搬実施の要請等		
単体		の車種規制不適合車流入対策の推進	・九都県市ガイドラインの配布による流入	事業者(1)	
対			車規制	関係行政機関(1)	
策	1- (4) -ア	エコ運搬の取組推進	・エコ運搬実施の要請等(再掲)	声类类 (2)	
			・エコ運搬制度の運用、普及促進	事業者(3)	
		推進	・ 庁内エコ運搬制度の運用	家所10以1成民(T)	
			・エコドライブ講習会の参加・協力		
		エコドライブの 推進	・シミュレーターを活用したエコドライブ		
			の普及啓発		
			エコドライブリーダーの養成	事業者(7)	
	1- (5) -ア		・エコドライブに必要な車両の維持管理に	関係団体(4)	
			関する講習の開催	関係行政機関(8)	
			・アイドリング時間短縮によるエコドライ		
			ブの推進(キー抜きロープの普及促進や蓄熱		
			式マットの普及促進等)		

[※] プラン第3章の体系図の番号・記号を表しています。

区分	番号・記号※	事業	取組メニュー	実施主体
			・補助機器の導入によるエコドライブの実	
		エコドライブの	施(ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ等の	
			導入)	
			グリーン経営認証制度の促進助成	
			• 運送事業者等ヘグリーン経営認定取得講	
	1- (5) -ア		習会の実施	
		推進	・エコドライブ実施方法の普及(内部講習会	
			の開催、事業所内会議等の実施)	
			・エコドライブを推進するための内部目標	
			の設定(二酸化炭素量の削減目標設定など)	
1			・エコドライブを推進する広報の実施	
自動		かわさきエコドラ	 かわさきエコドライブ宣言登録事業の	
車	1- (5) -1	イブ宣言登録事業	運用・ステッカー等の配布	関係行政機関(1)
単体				
対	1- (5) -ウ	駐車時における 	 内部教育や表示物の掲示によるアイドリン	関係団体(1)
策		アイドリング	グストップの徹底等	関係行政機関(1)
		ストップの徹底		
	1- (6) -ア	自動車適正 -(6) ーア 整備の推進	・事業所等で使用する自動車の適正な整備	
			・研修等開催による法令に基づく規制の周知	
			・定期点検実施済み車両へのステッカー貼付	
			・ディーゼルクリーンキャンペーンの実施、	関係団体(1)
			協力	関係行政機関(2)
			・排気ガスCO・HCテスタの定期校正の実施	
			・街頭検査の実施	
			・不正改造車を排除する運動の実施	
			・自動車点検整備推進運動の実施 ・マイカー通勤の抑制	
2			・マイカー通勤から公共交通機関等への利	
交		TDM の推進	用転換の推進	事業者(1)
通 量	2- (1) -ア		・駐車場の整備	関係行政機関(2)
対策			・川崎市交通環境配慮行動メニューによる	(고) [장()장() 스파
交交			普及啓発	
通流				
対策	2- (2) -ア	通過交通対策の	• 違法駐車の排除	関係行政機関(1)
中		促進	• 交通円滑化対策	2 (17)
<u> </u>	<u>l</u>	<u> </u>	l	

区分	番号・記号※	事業	取組メニュー	実施主体
	3- (1) -ア	高濃度地区に おける環境改善 取組	 事業者向け自動車利用ガイドラインによる環境に配慮した自動車利用の取組普及 池上測定局のNO2が高濃度になった際の情報提供(電子メール配信等) 産業道路クリーンライン化事業の実施最新型低公害車の普及拡大等の取組 土壌システムの運用及び管理 	事業者(1) 関係行政機関(4)
3 局	3- (1) -1	高濃度地区を 対象とした調査 研究等	・大気環境の改善に関する調査研究の実施、 調査内容の発表	関係団体(1)
所汚染	3-(1)-I	環境ロードプラ イシングの取組	大型車の湾岸線への誘導	事業者(1) 関係行政機関(1)
対策	3- (2) -ア	道路沿道対策	 ・走行環境整備のための要望活動の実施 ・京急大師線連続立体交差事業 ・国県道改良事業の推進(国道409号等) ・都市計画道路の整備 ・川崎縦貫道路の建設促進 ・歩道拡幅工事の実施(遠藤町交差点~都町交差点) 	関係団体(1) 関係行政機関(3)
	3- (2) -1	南部地域道路沿 道環境対策の 推進	産業道路による環境レーンの普及啓発	事業者(1) 関係行政機関(1)
4 自動車騒	4- (1) -ア	騒音・振動の低減 対策	・ 低騒音舗装の補修	事業者(1) 関係行政機関(1)
自動車騒音・振動対策	4- (1) -1	実態把握	市内幹線道路における自動車騒音及び道路交通振動に実態調査	関係行政機関(1)

区分	番号・記号※	事業	取組メニュー	実施主体	
			・イベント・会議室等におけるパンフレット		
			の配布及びパネル展示等		
			・一般・事業者向け講習会、体験型講習会等	事₩ 孝 (Ω)	
			の開催	事業者(2)	
	5- (1) -ア	普及啓発	・自動車NOx・PM総量削減計画の進行管理	市民代表(2)	
5			• 神奈川県公害防止推進協議会自動車交通公	関係団体(1)	
そ			害部会における環境に配慮した自動車利用	関係行政機関(2)	
の		産業道路クリーン		方法等の周知等	
他			・地方交付団体担当者向け研修会の開催		
の			,	産業道路を使用する事業者に対し、エコドラ	
対				イブの徹底や、低公害車の優先配車などを	事業者(1)
策	5- (1) -1		協力してもらう「産業道路クリーンライン化	関係行政機関(1)	
		取組	キャンペーン」の実施及び周知		
	5- (2) -ア	広域的連携取組、 -(2)-ア 連携した調査・ 研究等	・九都県市が連携した自動車排出ガス対策		
			(ディーゼル車運行規制一斉取組、九都県市指定低		
			公害車制度の運用)	関係行政機関(2)	
			・六大都市における自動車公害対策の検討		

かわさき自動車環境対策プラン(改定版)に基づく 令和2年度の取組予定について

令和2年3月

かわさき自動車環境対策推進協議会事務局

(川崎市環境局環境対策部大気環境課)

住 所:川崎市川崎区宮本町1番地

電 話: 044-200-2530 FAX: 044-200-3922